

## 船舶インシデント調査報告書

令和7年12月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和6年10月14日 10時15分頃
発生場所	長崎県 <small>さいかい</small> 西海市松島西北西方沖 御床島 <small>みとこ</small> 灯台から真方位206° 2.3海里付近 （概位 北緯32° 58.5′ 東経129° 31.0′）
インシデントの概要	プレジャーボート <small>かがやき</small> 輝丸は、船外機が停止して運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年10月18日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 輝丸、5トン未満（長さ7.07m） 290-34716長崎、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力147.1kW、回転数毎 分5,500、6気筒、ボア90.0mm、使用燃料ガソリン、機関製 造年月日不詳、進水年月日不詳
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	(1) 本インシデント発生までの経過 本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、松島西北西 方沖の釣り場で船外機を停止して漂泊を開始した。 船長は、漂泊するまでの間、低速航行時や中立運転時に船外機 の回転数が不安定であると感じていた。 船長は、しばらく友人と共に釣りを行った後、釣り場を移動し ようとして船外機を始動させ、クラッチを前進に入れたところ、 船外機が停止した。 (2) 本インシデント発生後の経過 船長は、船外機を再始動してクラッチを前進に入れたが、再び 同機が停止し、その後も同じ状況が繰り返され、要因が分からな かったので、海上保安庁に救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇によって定係地までえい航された。 船長は、本インシデント後、整備会社に船外機の点検を依頼し たところ、担当者から製造年月が古いので簡単に不具合箇所の特 定及び部品の調達ができず、仮に修理できても他の箇所が故障す るおそれがあるとの説明を受けた。

	<p>船長は、船外機の状態を開放して確認することなく廃棄処理し、中古の船外機を購入した。</p> <p>(3) 船外機に関する情報</p> <p>① 購入時期、使用頻度</p> <p>船長は、本インシデント発生の約30年前に船外機を中古で購入した。</p> <p>船外機の使用頻度は月に1～2回であり、船外機の1航海当たりの運転時間は約2時間であった。</p> <p>② 点検、整備状況</p> <p>船長は、月に1回船外機の始動状況及び動作状況のみを確認し、その他の箇所は異状が認められた場合に整備を行っていた。</p> <p>船長は、本インシデント発生の数箇月前に点火プラグを新品に交換していたが、これまでにクラッチの前進操作時に異状を認めなかったため、船外機を中古で購入して以来一度もキャブレターの点検整備やギヤオイルの交換などを行ってこなかった。</p> <p>③ 船外機停止に係る製造会社の見立て</p> <p>船外機の製造会社の見立てとしては、低速航行時や中立運転時に船外機の回転数が不安定であったことを踏まえると、船外機が停止したのは、キャブレターの詰まり、点火プラグの不良、駆動系の潤滑不足、クラッチからプロペラまでの機構の固着などによるものと考えられるとのことであった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、漂流後に釣り場を移動しようと船外機を始動してクラッチを前進に入れた際、同機が停止して運転できなくなり、運航不能となったものと推定される。</p> <p>船外機は、本インシデント発生前、低速航行時や中立運転時に回転数が不安定であったことから、キャブレターが詰まりかけていた可能性があると考えられる。</p> <p>船外機は、船長がこれまでにキャブレターの点検整備を行ってこなかったことから、キャブレターが詰まり、クラッチを前進に入れた際、燃料供給不足により同機の増速を円滑に行うことができずに停止した可能性があると考えられるが、本インシデント後、船外機の状態を開放して確認することなく廃棄処理されたことから、同機が停止した詳細な状況については明らかにすることができなかった。</p> <p>船長は、これまでにクラッチの前進操作時に異状を認めなかったことから、船外機を中古で購入して以来一度もキャブレターの点検整備を行ってこなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、船長が、約30年間船外機のキャブレターの点検整備を行ってこなかったため、本船が漂流後に釣り場を移動しよう</p>

	<p>と同機を始動してクラッチを前進に入れた際、燃料供給不足により船外機の増速を円滑に行うことができず、同機が停止したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船外機を使用する小型船舶の船長は、日頃から低速航行及び中立運転から機関を増速する際の追従状態を確認し、不具合を感じた場合にはキャブレターの点検整備を行うこと。また、定期的に前記のほか、ギヤオイルの交換を含む船外機の点検整備を行うこと。</li></ul>